



## 基本プラン会員規約

この規約（以下「基本プラン会員規約」といいます。）は、株式会社山口西光堂（以下「当社」といいます。）が提供する「美白衣(びやくえ)」(以下「本サービス」といいます。)のうち、基本プラン会員向けサービス（以下「基本プラン」といいます。）の利用に関する条件を定めるものです。基本プラン会員規約は、すべての基本プラン会員に適用されますので、基本プランの利用を希望する会員は、基本プランを利用する前によくお読みください。

### 第1条（基本プラン会員規約への同意）

1. 基本プラン会員は、基本プラン会員規約に従って基本プランを利用するものとし、同規約に同意しない限り基本プランを利用できません。基本プランに関して当社と基本プラン会員との間で別途合意した契約及び当社が配布、配信若しくは掲示する文書等（以下、総称して「個別利用規約等」といいます。）に規定する内容は、当該基本プラン会員との間で基本プラン会員規約の一部を構成するものとしします。
2. 個別利用規約等において別段の定めのない限り、第4条の規定に従い会員が基本プラン会員規約に同意したうえで基本プラン会員登録を完了した時点で、当該会員（以下「基本プラン会員」といいます。）と当社との間で、基本プラン会員規約の諸規定に従ったサービス利用契約（以下「基本プラン利用契約」といいます。）が成立します。
3. 基本プラン会員規約に記載のない部分については、別途当社が定める「美白衣(びやくえ)サービス利用規約」の定めが適用されるものとしします。また、基本プラン会員規約における用語は、同規約内において定めるほか、「美白衣(びやくえ)サービス利用規約」の定めるところに従うものとしします。

### 第2条（基本プラン会員規約の改訂・変更）

1. 当社は、当社の判断において、いつでも基本プラン会員規約の内容を変更又は追加できるものとしします。変更後の規約は、当社が別途定める場合を除いて、当社の運営するウェブサイト (<https://kyoto-byakue.com/>（理由の如何を問わず、当該ウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のドメイン等を含みます。）以下「当社ウェブサイト」といいます。）又は基本プランの利用画面に表示された時点より効力を生じるものとしします。
2. 基本プラン会員は、変更後の基本プラン会員規約に同意しない場合には、第16条の規定に従い、直ちに基本プランを解約するものとしします。
3. 基本プラン会員が基本プラン会員規約の変更後も基本プランの利用を継続し又は基本プランを解約

しない場合、当該基本プラン会員は、変更後の基本プラン会員規約に同意したものとみなされます。基本プラン会員は、自己の責任において、随時、基本プラン会員規約の最新の内容を確認の上、基本プランをご利用ください。

### 第3条（基本プラン）

1. 基本プラン会員は、月額利用料金を支払うことにより、基本プランを通じて以下のサービスを受けることができます。
  - (1) 白衣のお仕立て
  - (2) 白衣のレンタル
  - (3) 白衣のクリーニング
  - (4) 白衣の補修
  - (5) 白衣の夏冬の切替
  - (6) 白衣の定期交換
2. 基本プランの利用期間（以下「基本プラン利用期間」といいます。）は、基本プランの利用開始日（基本プラン会員の利用料金支払の意思表示につきクレジット会社による確認がなされた日を指します。）を起算日として1年間とします。ただし、キャンペーン等で特別に期間が設定された場合には当該期間とします。
3. 前項にかかわらず、基本プラン会員は、基本プラン利用期間の途中であっても、第16条の定めに従い、いつでも基本プラン利用契約を解約することができます。
4. 基本プラン会員が基本プラン利用契約につき第16条に基づく解約手続きを完了し、又は当社が第15条に基づき基本プラン会員のアカウント削除若しくは基本プラン利用契約の解除をしない限り、基本プラン利用契約は、1か月ごとに同条件にて自動的に更新されるものとします。
5. 基本プラン会員は、基本プラン会員規約に定める利用条件に従い、基本プランを利用するものとします。
6. 基本プラン会員は、オプションサービス利用規約に基づきオプションサービスを利用するものとします。

### 第4条（基本プラン会員登録）

1. 基本プランの利用を希望する会員は、基本プラン会員規約を遵守することに同意し、当社の定める方法に従い情報を当社に提供することにより、基本プラン会員登録の申請をすることができます。かかる申請があった場合、当社は、別途当社の定める審査基準に従って審査し、当該申請を承諾する場合には、その旨の通知を行います。
2. 当社は、前項に掲げる場合のほか、前項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、基本プラン会員登録申請を承諾しないことがあります。
  - (1) 満18歳未満の場合
  - (2) 未成年者（18歳以上20歳未満の者をいうものとし、以下同様とします。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合

(3) 基本プラン会員登録申請にあたって当社に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽、誤り又は記載漏れがあった場合

(4) 登録申請者が、基本プランにつき、過去にアカウント削除等のサービス利用停止措置を受けたことがあり又は現在受けている場合

(5) 日本国の居住者でない場合又はレンタル等を行う白衣の郵送先として日本国外を希望する場合

(6) 有効な電子メールアドレスを保有していない場合

(7) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

## 第5条（未成年者による利用）

1. 未成年者は、基本プラン会員登録の申請及び基本プランを利用した白衣のレンタル、購入その他一切の行為につき、親権者等の法定代理人の同意を得た上でこれを行うものとします。未成年者が基本プラン会員登録を完了した時点で、基本プランの利用及び基本プラン会員規約の内容について、法定代理人の同意があったものとみなします。
2. 未成年者の基本プラン会員が、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽り又は年齢について成年と偽って基本プランを利用した場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、当該利用に関する一切の法律行為を取り消すことは出来ません。
3. 基本プラン会員規約の同意時に未成年であった基本プラン会員が成年に達した後に基本プランを利用した場合、当該基本プラン会員は、基本プランに関する一切の法律行為を追認したものとみなされます。

## 第6条（アカウントの管理）

1. 基本プラン会員は、自己の責任においてアカウントを管理・保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 当社は、当該アカウントの一致を確認した場合、当該アカウントを保有するものとして登録された基本プラン会員が基本プランを利用したものとみなします。
3. アカウントが盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合は、基本プラン会員は、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。
4. アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は基本プラン会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

## 第7条（基本プラン会員に関する情報の取扱い）

1. 基本プラン会員は、基本プランの利用に際して、自己に関する情報その他基本プランの利用にあたって当社が求める情報（以下「基本プラン会員情報」といいます。）を送信する場合には、真実かつ正確な情報を提供しなければなりません。
2. 基本プラン会員情報に誤りがあった場合又は変更が生じた場合、基本プラン会員は、自己の責任において、速やかに基本プラン会員情報を修正又は変更するものとし、基本プラン会員情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことにより基本プラン会員に損害が生じたとしても、当社

は一切責任を負いません。

3. 当社は、基本プラン会員情報、その他基本プランの利用に関し基本プラン会員から収集する情報を、別途当社が定める情報保護方針に従い、適切に取り扱います。

## 第8条（白衣のレンタル）

1. 基本プラン会員は、別途当社が定める手続に従い、当社から白衣をレンタルすることができます。会員が同時にレンタルすることができる白衣の枚数は、申込時のプランに基づくものとします。ただし、基本プラン《梅》の場合は、2週間に1度のお届けになります。

梅	竹	松
1枚/週	3枚/週	5枚/週

2. 当社は、基本プラン会員からレンタルした白衣の返送を受け、当社において返送確認手続が完了した後、次のレンタルの対象となる白衣を発送します。基本プラン会員は、レンタルされた白衣の返送確認手続が完了するまでは、次の白衣をレンタルすることはできません。
3. 前各項のほか、基本プラン会員は、当社が別途提示するレンタルに関する諸条件にしたがってレンタルサービスを利用するものとします。

## 第9条（配送及び返送）

1. 当社から基本プラン会員に対する白衣の配送及び基本プラン会員から当社への白衣の返送に係る配送業務は、当社が別途指定する配送業者が取り扱うものとします。
2. 基本プラン会員は、当社から配送された白衣を受領したときは、ほつれ、破損、シミ、傷等の白衣の瑕疵（以下、単に「瑕疵」といいます。）の有無につき、直ちに確認するものとします。白衣に瑕疵があった場合、基本プラン会員は、白衣を受領後3日以内に当社にこれを通知するものとします。
3. 当社は、基本プラン会員から返送された白衣を受領したときは、当該白衣につき、速やかに瑕疵の有無を確認するものとします。
4. 第2項に定める期間内に基本プラン会員から白衣に瑕疵がある旨の通知がない場合において、前項に定める確認により瑕疵が発見されたときは、当該瑕疵は、基本プラン会員による白衣の受領後に生じたものであるとみなします。

## 第10条（補償及び弁償）

1. 基本プラン会員からレンタルされた白衣の返送がない場合（紛失等を含む。）又は返送された白衣に瑕疵があった場合、当社は、基本プラン会員に対し、補償又は弁償を求めることができます。ただし、白衣の瑕疵が、通常の使用に伴う若干の汚れ、微細な傷であると当社が判断した場合には、当該瑕疵については基本プラン会員に対する補償又は弁償を求めません。
2. 前項の補償又は弁償の要否は、以下に従い、当社の裁量において判断するものとします。
  - (1) 修繕が必要な破損・汚損の場合  
適正な修繕にかかる費用及び破損・汚損による当社の損失に対する賠償料（以下、合わせて「補償金」といいます。）をご負担いただきます。

(2) 修繕不可能な破損・汚損又は紛失・盗難の場合

完全に修繕することが不可能な瑕疵がある場合、又は白衣の紛失若しくは盗難により返送不可となった場合は、基本プラン会員が当該白衣を買い取ったものとみなして、当該白衣に係る弁償金をご負担いただきます。弁償金の金額は、当該白衣の商品代金として当社ウェブサイト上に掲載されている金額とします。

3. 前項の定めに従い当社において補償又は弁償が必要であると判断した場合、当社は、基本プラン会員に対し、修繕が必要又は修繕不可能である旨、及び補償金又は弁償金の金額を通知いたします。かかる通知を受けた場合、基本プラン会員は、当社の提示した補償金及び弁償金を、当社が別途定める方法により速やかに支払うものとします。
4. 基本プラン会員がレンタル中の白衣を第三者に貸与し又は使用させ、当該第三者その他基本プラン会員以外の者の行為により当該白衣に瑕疵又は紛失等が生じた場合であっても、基本プラン会員がその責任を負うものとします。

### 第 11 条（私物などの混入）

1. 基本プラン会員がレンタル中の白衣を返送するときは、商品以外の物（以下「私物等」といいます。）を混入しないよう、十分に注意するものとします。
2. 当社は、返却時に私物等が同梱されていた場合には、30 日間保管し、この保管期間を経過した後は、理由の如何を問わずに廃棄・処分することができるものとします。
3. 前項の私物等が基本プラン会員の物であると第三者の物であると問わず、当社は前項に基づく廃棄行為に関連して、一切の責任を負わないものとします。
4. 配送中及び保管中に私物等が紛失、破損、汚損等した場合であっても、当社は基本プラン会員に対し一切の責任を負わないものとします。

### 第 12 条（料金の支払い等）

1. 月額利用料金の額及びその支払方法については、基本プラン会員規約に定めるほか、当社ウェブサイト上の掲示その他の方法により当社が別途指定するところに従うものとします。
2. 基本プラン利用期間の途中（基本プランの利用開始日から 1 年未満）で基本プラン会員から基本プラン利用契約の解約の意思表示があった場合には、当該意思表示の期間に基づき、定めた期間以降は、白衣のレンタルおよびクリーニングサービス利用を行うことができなくなるものとし、下記に定める違約金（白衣の買取義務）が発生するものとします。金額は消費税込みとします。ただし、キャンペーン期間中の違約金（白衣の買取義務）については、当社ウェブサイト上の掲示その他の方法により当社が別途指定するところに従うものとします。

サービス利用期間	梅	竹	松
開始～3 か月未満	154,000 円	154,000 円	308,000 円
3 か月～6 か月未満	110,000 円	88,000 円	176,000 円
6 か月～12 か月未満	66,000 円	33,000 円	49,500 円

3. 基本プラン利用期間の途中で基本プラン会員から基本プラン利用契約の解約の意思表示があっ

た場合には、当該意思表示の期間に基づき、定めた期間以降は、白衣のレンタルおよびクリーニングサービス利用を行うことができなくなるものとします。

(1) 毎月5日までに解約の意思表示があった場合

当該意思表示の月末にサービス利用を停止し、翌月以降は白衣のレンタルおよびクリーニングサービス利用を行うことができなくなるものとします。

(2) 毎月6日から月末までに解約の意思表示があった場合

当該意思表示の翌月末にサービス利用を停止し、翌々月以降は白衣のレンタルおよびクリーニングサービス利用を行うことができなくなるものとします。

4. 当社は、いつでも月額利用料金の価格を変更することができるものとします。利用料金の価格を増額変更する場合、当社は、基本プラン会員に対し、変更後の価格を適用する日の90日前までにこれを通知するものとし、基本プラン会員が変更後の価格の適用日までに解約手続を行わない場合、又は、変更後の価格の適用日以後に基本プランを利用した場合、基本プラン会員は当該変更後の価格に同意したものとみなします。
5. 月額利用料金又は前項の購入代金の支払を遅滞した場合、基本プラン会員は、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に対して支払うものとします。

## 第12条（コース及びプラン変更）

1. 会員は、別途当社の定める手続に従い、基本プランのコース変更またはお手軽プランへのプラン変更を申し出ることができます。
2. 会員が、基本プラン内での「梅」から「竹」または「竹」から「梅」へ変更、基本プラン内での「松」から「竹」または「梅」へ変更、基本プランの「梅」「竹」「松」のいずれかからお手軽プランの「梅」「竹」「松」のいずれかへ変更を希望する旨の申出を行った場合、当該プランの適用月については以下に定めるものとします。
- (1) 毎月5日までに変更の意思表示があった場合
- 当該意思表示の月末に変更後の決済を行い、翌月から変更後のサービスを開始するものとします。
- (2) 毎月6日から月末までに変更の意思表示があった場合
- 当該意思表示の翌月末に変更後の決済を行い、翌々月から変更後のサービスを開始するものとします。
3. 会員が、基本プラン「梅」または「竹」から基本プラン「松」へ変更を希望する旨の申出を行った場合、当該プランの適用月については以下に定めるものとします。
- (1) 毎月5日までに変更の意思表示があった場合
- 当該意思表示の翌月末に変更後の決済を行い、翌々月から変更後のサービスを開始するものとします。
- (2) 毎月6日から月末までに変更の意思表示があった場合
- 当該意思表示の翌々月末に変更後の決済を行い、翌々々月から変更後のサービスを開始するものとします。

## 第 14 条（禁止行為）

1. 基本プラン会員は、基本プランの利用にあたり、当社が別途認める場合を除き、自ら又は第三者をして以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為をしてはなりません。
  - (1) レンタル中の白衣につき、自ら洗濯・洗浄・漂白・修理等の処置、アイロンがけ等のメンテナンス行為、又はこれらの手配を行う行為
  - (2) レンタル中の白衣の意図的な破損、汚損、紛失、又はそれらに類する行為
  - (3) レンタル中の白衣の譲渡、転貸、質入れ、担保権設定その他一切の処分行為
  - (4) レンタル中の白衣以外の白衣を当社に返却する行為又はこれを試みる行為
  - (5) 基本プラン会員規約及び基本プランの趣旨・目的に反する行為
  - (6) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
  - (7) その他、当社が不適切と判断する行為

## 第 15 条（規約違反の場合の措置等）

1. 当社は、基本プラン会員が次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行うことなく、当該基本プラン会員に対し、基本プランの利用の一時停止若しくは制限、アカウントの削除又は基本プラン利用契約の解除等の措置（以下「利用停止等」といいます。）を講じることができるものとします。
  - (1) 基本プラン会員が基本プラン上の取引によって生じた債務の支払いを怠った場合
  - (2) 基本プラン会員規約の各条項に違反した場合
  - (3) 当社に提供された基本プラン会員の登録情報に虚偽の事実があった場合
  - (4) 基本プランの運営・保守管理上必要であると当社が判断した場合
  - (5) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合
2. 基本プラン会員は、利用停止等の後も、当社及び第三者に対する基本プラン利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により基本プラン会員に生じた損害について一切の責任を負わず、基本プラン会員のアカウント削除後も、当該基本プラン会員に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。
4. 当社は、基本プラン会員が第 1 項各号に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合その他当社が必要と認める場合には、基本プラン会員に対し、違反行為の中止等を求めることがあり、基本プラン会員は、当社が定める期間内に当該求めに応じるものとします。
5. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により基本プラン会員に生じた不利益や損害について一切の責任を負いません。

## 第 16 条（基本プラン利用契約の解除）

1. 基本プラン会員は、個別利用規約等において別段の定めのない限り、第 1 2 条の規定に従い、当社所定の方法によりいつでも基本プランについて解約申請を行うことができます。
2. 前項に基づく解約申請を受けた場合、当社は、基本プラン会員が当社からレンタルしている白衣

を、当社に対して全て返却していることを確認できた場合に限り、当該基本プラン会員の解約を認めます。基本プラン会員は、当社からレンタル中の白衣を全て返却しない限り、基本プランを解約できないことに予め同意するものとします。

3. 基本プランを解約した基本プラン会員は、解約の時点から基本プランを利用することができなくなります。誤ってアカウントを削除した場合その他理由の如何を問わず、基本プラン会員が基本プランを利用する権利を失った場合、基本プラン会員は、基本プランの利用に伴い蓄積された情報を利用することができなくなることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 基本プラン会員は、基本プラン解約後も、当社及び第三者に対する基本プラン利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、解約時に当社に対する債務が残存している場合、基本プラン会員は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を支払わなければなりません。
5. 当社は、基本プラン会員が基本プランを解約した後も、当該基本プラン会員に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。
6. 基本プラン解約後、基本プラン会員が再度基本プランの利用を希望する場合には、あらためて基本プランの基本プラン会員登録を行う必要があります。基本プラン会員は、再登録の際に前のデータが引き継がれないことを予め承諾するものとします。
7. 当社は、当社の裁量により、あらかじめ通知することなく、最終のアクセスから 1 年以上経過している基本プラン会員のアカウントを削除することができるものとします。

## 第 17 条（基本プランの変更・中断・終了等）

1. 当社は、当社が別途定める場合を除き、基本プラン会員に事前の通知をすることなく、基本プランの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。
2. 当社は、当社の判断により基本プランの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。当社は、当社の判断により基本プランの全部又は一部の提供・運営を終了する場合、当社が適当と判断する方法で基本プラン会員にその旨を通知します。ただし、緊急の場合は基本プラン会員への通知を行わない場合があります。
3. 当社は、以下の各号の事由が生じた場合には、基本プラン会員に事前に通知することなく、基本プランの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
  - (1) 基本プラン用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
  - (3) 基本プラン会員のセキュリティを確保する必要性が生じた場合
  - (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - (5) 天災等の不可抗力により基本プランの提供が困難な場合
  - (6) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により基本プランの提供が困難な場合
  - (7) 法令又はこれらに基づく措置により基本プランの運営が不能となった場合
  - (8) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合



4. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により基本プラン会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第 18 条（損害賠償）

1. 基本プラン会員による基本プラン会員規約違反行為その他基本プランの利用に起因して、当社に直接又は間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、基本プラン会員は、当社に対し、その全ての損害（弁護士等専門家費用及び当社において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければなりません。
2. 当社は、基本プランの利用に関連して基本プラン会員が被った損害につき、一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合、当社は、会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償するものとし、特別な事情から生じた損害（損害の発生を予見し又は予見し得た場合を含みます。）については、責任を負わないものとします。

## 第 19 条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、基本プラン又は基本プランを利用して基本プラン会員がレンタルする白衣が、基本プラン会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性を有することについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、白衣の在庫状況等に照らし、生地、サイズ、その他の一定の条件の白衣のレンタルを一時的に停止し、又は中止することがあります。
3. 配送業務を取り扱う第三者事業者の故意又は過失に基づく白衣の遅配、誤配、未達、外装の汚損、破損について、当社は一切の責任を負いません。

## 第 20 条（権利義務の譲渡禁止）

1. 基本プラン会員は、当社の書面による事前の承諾がある場合を除き、基本プラン利用契約に基づく基本プラン会員の権利若しくは義務、又は基本プラン利用契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。
2. 当社が、基本プランにかかる事業を第三者に譲渡し、又は当社が消滅会社若しくは分割会社となる合併若しくは会社分割等により基本プランに係る事業を包括承継させたときは、当社は、当該事業譲渡等に伴い、基本プラン利用契約上の地位、権利及び義務並びに会員情報その他の基本プラン会員に関する情報を当該事業譲渡等の譲受人又は承継人に譲渡することができるものとし、基本プラン会員は、予めこれに同意するものとします。

## 第 21 条（準拠法及び合意管轄）

1. 基本プラン会員規約は日本法に準拠するものとし、基本プラン会員規約に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じ、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2022年3月31日 施行】



## オプションサービス利用規約

この規約（以下「オプションサービス利用規約」といいます。）は、株式会社山口西光堂（以下「当社」といいます。）が提供する「美白衣(びやくえ)」(以下「本サービス」といいます。)のうち、オプションサービスの利用に関する条件を定めるものです。オプションサービス利用規約は、すべての本会員（以下「本会員」といいます。）に適用されますので、オプションサービスの利用を希望する会員は、オプションサービスを利用する前によくお読みください。

### 第1条（オプションサービス利用規約への同意）

1. オプションサービスは、オプションサービス利用規約に従ってオプションサービスを利用するものとし、同規約に同意しない限りオプションサービスを利用できません。オプションサービスに関して当社とオプションサービスとの間で別途合意した契約及び当社が配布、配信若しくは掲示する文書等（以下、総称して「個別利用規約等」といいます。）に規定する内容は、当該オプションサービスとの間でオプションサービス利用規約の一部を構成するものとし、
2. 個別利用規約等において別段の定めのない限り、第4条の規定に従い会員がオプションサービス利用規約に同意したうえでオプションサービス登録を完了した時点で、当社との間で、オプションサービス利用規約の諸規定に従ったサービス利用契約（以下「オプションサービス利用契約」といいます。）が成立します。
3. オプションサービス利用規約に記載のない部分については、別途当社が定める「美白衣(びやくえ)サービス利用規約」の定めが適用されるものとし、ます。また、オプションサービス利用規約における用語は、同規約内において定めるほか、「美白衣(びやくえ)サービス利用規約」の定めるところに従うものとし、ます。

### 第2条（オプションサービス利用規約の改訂・変更）

1. 当社は、当社の判断において、いつでもオプションサービス利用規約の内容を変更又は追加できるものとし、ます。変更後の規約は、当社が別途定める場合を除いて、当社の運営するウェブサイト (<https://kyoto-byakue.com/> (理由の如何を問わず、当該ウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のドメイン等を含みます。)) 以下「当社ウェブサイト」といいます。) 又はオプションサービスの利用画面に表示された時点より効力を生じるものとし、ます。
2. オプションサービスは、変更後のオプションサービス利用規約に同意しない場合には、第16条の規定に従い、直ちにオプションサービスを解約するものとし、ます。
3. 本会員がオプションサービス利用規約の変更後もオプションサービスの利用を継続し又はオプション

ンサービスを解約しない場合、当該会員は、変更後のオプションサービス利用規約に同意したものとみなされます。本会員は、自己の責任において、随時、オプションサービス利用規約の最新の内容を確認の上、オプションサービスをご利用ください。

### 第3条（オプションサービス）

1. 本会員は、月額利用料金を支払うことにより、オプションサービスを通じて以下のサービスを受けることができます。
  - (1) 半襦袢のレンタル
  - (2) 半襦袢のクリーニング
  - (3) 半襦袢の補修
  - (4) 半襦袢の夏・冬・合物の切替
  - (5) 半襦袢の定期交換
2. オプションサービスの利用期間（以下「オプションサービス利用期間」といいます。）は、オプションサービスの利用開始日（オプションサービスの利用料金支払の意思表示につきクレジット会社による確認がなされた日を指します。）を起算日として1か月とします。ただし、キャンペーン等で特別に期間が設定された場合には当該期間とします。
3. 本会員がオプションサービス利用契約につき第16条に基づく解約手続きを完了し、又は当社が第15条に基づきオプションサービスのアカウント削除若しくはオプションサービス利用契約の解除をしない限り、オプションサービス利用契約は、1か月ごとに同条件にて自動的に更新されるものとします。
4. 本会員は、オプションサービス利用規約に基づきオプションサービスを利用するものとします。

### 第4条（オプションサービス登録）

1. オプションサービスの利用を希望する会員は、オプションサービス利用規約を遵守することに同意し、当社の定める方法に従い情報を当社に提供することにより、オプションサービス登録の申請をすることができます。かかる申請があった場合、当社は、別途当社の定める審査基準に従って審査し、当該申請を承諾する場合には、その旨の通知を行います。
2. 当社は、前項に掲げる場合のほか、前項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、オプションサービス登録申請を承諾しないことがあります。
  - (1) 満18歳未満の場合
  - (2) 未成年者（18歳以上20歳未満の者をいうものとし、以下同様とします。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (3) オプションサービス登録申請にあたって当社に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽、誤り又は記載漏れがあった場合
  - (4) 登録申請者が、オプションサービスにつき、過去にアカウント削除等のサービス利用停止措置を受けたことがあり又は現在受けている場合
  - (5) 日本国の居住者でない場合又はレンタル等を行う白衣の郵送先として日本国外を希望する

場合

- (6) 有効な電子メールアドレスを保有していない場合
- (7) その他、当社が登録を適当でないとは判断した場合

## 第5条（未成年者による利用）

1. 未成年者は、オプションサービス登録の申請及びオプションサービスを利用した白衣のレンタル、購入その他一切の行為につき、親権者等の法定代理人の同意を得た上でこれを行うものとします。未成年者がオプションサービス登録を完了した時点で、オプションサービスの利用及びオプションサービス利用規約の内容について、法定代理人の同意があったものとみなします。
2. 未成年者のオプションサービスが、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽り又は年齢について成年と偽ってオプションサービスを利用した場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、当該利用に関する一切の法律行為を取り消すことは出来ません。
3. オプションサービス利用規約の同意時に未成年であったオプションサービスが成年に達した後にオプションサービスを利用した場合、当該オプションサービスは、オプションサービスに関する一切の法律行為を追認したものとみなされます。

## 第6条（アカウントの管理）

1. オプションサービスは、自己の責任においてアカウントを管理・保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 当社は、当該アカウントの一致を確認した場合、当該アカウントを保有するものとして登録されたオプションサービスがオプションサービスを利用したものとみなします。
3. アカウントが盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合は、オプションサービスは、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。
4. アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はオプションサービスが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

## 第7条（オプションサービスに関する情報の取扱い）

1. 本会員は、オプションサービスの利用に際して、自己に関する情報その他オプションサービスの利用にあたって当社が求める情報（以下「オプションサービス情報」といいます。）を送信する場合には、真実かつ正確な情報を提供しなければなりません。
2. オプションサービス情報に誤りがあった場合又は変更が生じた場合、本会員は、自己の責任において、速やかにオプションサービス情報を修正又は変更するものとし、オプションサービス情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことによりオプションサービスに損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
3. 当社は、オプションサービス情報、その他オプションサービスの利用に関し本会員から収集する情報を、別途当社が定める情報保護方針に従い、適切に取り扱います。

## 第 8 条 (半襦袢のレンタル)

1. オプションサービスは、別途当社が定める手続に従い、当社から半襦袢をレンタルすることができます。会員が同時にレンタルすることができる半襦袢の枚数は、申込時のプランに基づくものとします。ただし、発送のタイミングは、本会員の利用条件に基づくものとします。

1 枚/週	3 枚/週	5 枚/週
-------	-------	-------

2. 当社は、オプションサービスからレンタルした半襦袢の返送を受け、当社において返送確認手続が完了した後、次のレンタルの対象となる半襦袢を発送します。オプションサービスは、レンタルされた半襦袢の返送確認手続が完了するまでは、次の半襦袢をレンタルすることはできません。
3. 前各項のほか、オプションサービスは、当社が別途提示するレンタルに関する諸条件にしたがってレンタルサービスを利用するものとします。

## 第 9 条 (配送及び返送)

1. 当社からオプションサービスに対する半襦袢の配送及びオプションサービスから当社への半襦袢の返送に係る配送業務は、当社が別途指定する配送業者が取り扱うものとします。
2. 本会員は、当社から配送された半襦袢を受領したときは、ほつれ、破損、シミ、傷等の半襦袢の瑕疵（以下、単に「瑕疵」といいます。）の有無につき、直ちに確認するものとします。半襦袢に瑕疵があった場合、オプションサービスは、半襦袢の受領後 3 日以内に当社にこれを通知するものとします。
3. 当社は、本会員から返送された半襦袢を受領したときは、当該半襦袢につき、速やかに瑕疵の有無を確認するものとします。
4. 第 2 項に定める期間内にオプションサービスから半襦袢に瑕疵がある旨の通知がない場合において、前項に定める確認により瑕疵が発見されたときは、当該瑕疵は、オプションサービスによる半襦袢の受領後に生じたものとみなします。

## 第 10 条 (補償及び弁償)

1. オプションサービスからレンタルされた半襦袢の返送がない場合（紛失等を含む。）又は返送された半襦袢に瑕疵があった場合、当社は、オプションサービスに対し、補償又は弁償を求めることができるものとします。ただし、半襦袢の瑕疵が、通常の使用に伴う若干の汚れ、微細な傷であると当社が判断した場合には、当該瑕疵についてはオプションサービスに対する補償又は弁償を求めません。
2. 前項の補償又は弁償の可否は、以下に従い、当社の裁量において判断するものとします。
  - (1) 修繕が必要な破損・汚損の場合  
適正な修繕にかかる費用及び破損・汚損による当社の損失に対する賠償料（以下、合わせて「補償金」といいます。）をご負担いただきます。
  - (2) 修繕不可能な破損・汚損又は紛失・盗難の場合  
完全に修繕することが不可能な瑕疵がある場合、又は半襦袢の紛失若しくは盗難により返送不可となった場合は、オプションサービスが当該半襦袢を買い取ったものとみなし

て、当該半襦袢に係る弁償金をご負担いただきます。弁償金の金額は、当該半襦袢の商品代金として当社ウェブサイト上に掲載されている金額とします。

3. 前項の定めに従い当社において補償又は弁償が必要であると判断した場合、当社は、オプションサービスに対し、修繕が必要又は修繕不可能である旨、及び補償金又は弁償金の金額を通知いたします。かかる通知を受けた場合、オプションサービスは、当社の提示した補償金及び弁償金を、当社が別途定める方法により速やかに支払うものとします。
4. オプションサービスがレンタル中の半襦袢を第三者に貸与し又は使用させ、当該第三者その他オプションサービス以外の者の行為により当該半襦袢に瑕疵又は紛失等が生じた場合であっても、オプションサービスがその責任を負うものとします。

## 第 11 条（私物などの混入）

1. 本会員がレンタル中の半襦袢を返送するときは、商品以外の物（以下「私物等」といいます。）を混入しないよう、十分に注意するものとします。
2. 当社は、返却時に私物等が同梱されていた場合には、30 日間保管し、この保管期間を経過した後は、理由の如何を問わずに廃棄・処分することができるものとします。
3. 前項の私物等がオプションサービスの物であると第三者の物であると問わず、当社は前項に基づく廃棄行為に関連して、一切の責任を負わないものとします。
4. 配送中及び保管中に私物等が紛失、破損、汚損等した場合であっても、当社はオプションサービスに対し一切の責任を負わないものとします。

## 第 12 条（料金の支払い等）

1. 月額利用料金の額及びその支払方法については、オプションサービス利用規約に定めるほか、当社ウェブサイト上の掲示その他の方法により当社が別途指定するところに従うものとします。
2. オプションサービス利用期間の途中（オプションサービスの利用開始日から 1 か月未満）での解約は設けておりません。
3. オプションサービス利用期間の途中でオプションサービスからオプションサービス利用契約の解約の意思表示があった場合には、当該意思表示の期間に基づき、定めた期間以降は、半襦袢のレンタルおよびクリーニングサービス利用を行うことができなくなるものとします。
  - (1) 毎月 5 日までに解約の意思表示があった場合  
当該意思表示の月末にサービス利用を停止し、翌月以降は半襦袢のレンタルおよびクリーニングサービス利用を行うことができなくなるものとします。
  - (2) 毎月 6 日から月末までに解約の意思表示があった場合  
当該意思表示の翌月末にサービス利用を停止し、翌々月以降は半襦袢のレンタルおよびクリーニングサービス利用を行うことができなくなるものとします。
4. 当社は、いつでも月額利用料金の価格を変更することができるものとします。利用料金の価格を増額変更する場合、当社は、オプションサービスに対し、変更後の価格を適用する日の 90 日前までにこれを通知するものとし、オプションサービスが変更後の価格の適用日までに解約手続を行わない場合、又は、変更後の価格の適用日以後にオプションサービスを利用した場合、オプ

ションサービスは当該変更後の価格に同意したものとみなします。

5. 月額利用料金又は前項の購入代金の支払を遅滞した場合、オプションサービスは、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に対して支払うものとします。

### 第 13 条（オプションサービスの追加および変更）

1. 本会員は、別途当社の定める手続に従い、オプションサービスの追加および変更を申し出ることができます。
2. 本会員が、オプションサービスの追加および変更を希望する旨の申出を行った場合、当該サービスの適用月については以下に定めるものとします。
  - (1) 毎月 5 日までに変更の意思表示があった場合  
当該意思表示の月末に変更後の決済を行い、翌月から変更後のサービスを開始するものとします。
  - (2) 毎月 6 日から月末までに変更の意思表示があった場合  
当該意思表示の翌月末に変更後の決済を行い、翌々月から変更後のサービスを開始するものとします。

### 第 14 条（禁止行為）

1. 本会員は、オプションサービスの利用にあたり、当社が別途認める場合を除き、自ら又は第三者をして以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為をしてはなりません。
  - (1) レンタル中の半襦袢につき、自ら洗濯・洗淨・漂白・修理等の処置、アイロンがけ等のメンテナンス行為、又はこれらの手配を行う行為
  - (2) レンタル中の半襦袢の意図的な破損、汚損、紛失、又はそれらに類する行為
  - (3) レンタル中の半襦袢の譲渡、転貸、質入れ、担保権設定その他一切の処分行為
  - (4) レンタル中の半襦袢以外の半襦袢を当社に返却する行為又はこれを試みる行為
  - (5) オプションサービス利用規約及びオプションサービスの趣旨・目的に反する行為
  - (6) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
  - (7) その他、当社が不適切と判断する行為

### 第 15 条（規約違反の場合の措置等）

1. 当社は、本会員が次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行うことなく、当該会員に対し、オプションサービスの利用の一時停止若しくは制限、アカウントの削除又はオプションサービス利用契約の解除等の措置（以下「利用停止等」といいます。）を講じることができるものとします。
  - (1) 本会員がオプションサービス上の取引によって生じた債務の支払いを怠った場合
  - (2) オプションサービス利用規約の各条項に違反した場合
  - (3) 当社に提供されたオプションサービスの登録情報に虚偽の事実があった場合
  - (4) オプションサービスの運営・保守管理上必要であると当社が判断した場合
  - (5) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合

2. 本会員は、利用停止等の後も、当社及び第三者に対するオプションサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により本会員に生じた損害について一切の責任を負わず、本会員のアカウント削除後も、当該会員に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。
4. 当社は、本会員が第 1 項各号に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合その他当社が必要と認める場合には、本会員に対し、違反行為の中止等を求めることがあり、本会員は、当社が定める期間内に当該求めに応じるものとします。
5. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により本会員に生じた不利益や損害について一切の責任を負いません。

## 第 16 条（オプションサービス利用契約の解除）

1. 本会員は、当社所定の方法によりいつでもオプションサービスについて解約申請を行うことができます。
2. 前項に基づく解約申請を受けた場合、当社は、本会員が当社からレンタルしている半襦袢を、当社に対して全て返却していることを確認できた場合に限り、当該会員の解約を認めます。本会員は、当社からレンタル中の半襦袢を全て返却しない限り、オプションサービスを解約できないことに予め同意するものとします。
3. オプションサービスを解約した本会員は、解約の時点からオプションサービスを利用することができなくなります。誤ってアカウントを削除した場合その他理由の如何を問わず、本会員がオプションサービスを利用する権利を失った場合、本会員は、オプションサービスの利用に伴い蓄積された情報を利用することができなくなることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 本会員は、オプションサービス解約後も、当社及び第三者に対するオプションサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、解約時に当社に対する債務が残存している場合、本会員は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を支払わなければなりません。
5. 当社は、本会員がオプションサービスを解約した後も、当該オプションサービスに関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。
6. オプションサービス解約後、本会員が再度オプションサービスの利用を希望する場合には、あらかじめオプションサービスのオプションサービス登録を行う必要があります。本会員は、再登録の際に前のデータが引き継がれないことを予め承諾するものとします。
7. 当社は、当社の裁量により、あらかじめ通知することなく、最終のアクセスから 1 年以上経過している本会員のオプションサービスについての情報を削除することができるものとします。

## 第 17 条（オプションサービスの変更・中断・終了等）

1. 当社は、当社が別途定める場合を除き、本会員に事前の通知をすることなく、オプションサービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。



2. 当社は、当社の判断によりオプションサービスの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。当社は、当社の判断によりオプションサービスの全部又は一部の提供・運営を終了する場合、当社が適当と判断する方法で本会員にその旨を通知します。ただし、緊急の場合は本会員への通知を行わない場合があります。
3. 当社は、以下の各号の事由が生じた場合には、本会員に事前に通知することなく、オプションサービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
  - (1) オプションサービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
  - (3) オプションサービスのセキュリティを確保する必要がある場合
  - (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - (5) 天災等の不可抗力によりオプションサービスの提供が困難な場合
  - (6) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等によりオプションサービスの提供が困難な場合
  - (7) 法令又はこれらに基づく措置によりオプションサービスの運営が不能となった場合
  - (8) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合
4. 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりオプションサービスに生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第 18 条（損害賠償）

1. 本会員によるオプションサービス利用規約違反行為その他オプションサービスの利用に起因して、当社に直接又は間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、本会員は、当社に対し、その全ての損害（弁護士等専門家費用及び当社において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければなりません。
2. 当社は、オプションサービスの利用に関連して本会員が被った損害につき、一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合、当社は、会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償するものとし、特別な事情から生じた損害（損害の発生を予見し又は予見し得た場合を含みます。）については、責任を負わないものとします。

## 第 19 条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、本会員又はオプションサービスを利用して本会員がレンタルする半襦袢が、オプションサービスの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性を有することについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、半襦袢の在庫状況等に照らし、生地、サイズ、その他の一定の条件の半襦袢のレンタルを一時的に停止し、又は中止することがあります。
3. 配送業務を取り扱う第三者事業者の故意又は過失に基づく半襦袢の遅配、誤配、未達、外装の汚損、破損について、当社は一切の責任を負いません。

